

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会

データ利活用促進に向けた検討 中間報告（案） 概要

平成29年12月

経済産業省

経済産業政策局

「Connected Industries」の実現に向けた横断的な施策

- 「Connected Industries」を実現するためには、付加価値の源泉となる「データ」の利活用を活発化することが必要。
- そのため、データ提供への動機付け、契約の高度化支援、安心してデータを取引できる環境整備、関連技術の研究開発、人材育成など、各般にわたる施策を一体的に推進。

データの共有・利活用

- データ活用事業者の認定制度の創設、税制等による支援
- リアルデータをもつ大手・中堅企業とAIベンチャーとの連携によるAIシステム開発支援
- 自動走行、ヘルスケア等の実証事業を通じたモデル創出・ルール整備
- 「データ契約ガイドライン」の改訂
- **安心してデータの提供・利用ができる環境の整備（不正競争防止法改正）**

日本の強みである「リアルデータ」を核に、支援を強化

データ活用に向けた基盤整備
＜革新的なIAチップ等の研究開発、
人材育成、サイバーセキュリティ＞

さらなる展開

- ＜国際、ベンチャー、地域・中小企業＞
- 国際標準化人材の質的・量的拡充
 - 専門家育成や派遣による、地域・中小企業への支援強化 等

産業構造審議会 不正競争防止小委員会における検討状況

- 平成28年12月から本年11月までに、産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」及び「不正競争防止小委員会」において、合計14回の審議を行い、11月21日に中間報告案を提示。
- 11月24日から12月24日までパブリックコメントを実施。
- 次期通常国会に不正競争防止法を改正する法案を提出予定。

【検討状況と今後のスケジュール】

- 平成28年12月～5月
営業秘密の保護・活用に関する小委員会
(委員長：岡村久道)にて検討 (計6回)
- 平成29年7月～11月
不正競争防止小委員会にて検討 (計8回)
11月21日(火) 第8回小委員会にて
中間報告案を提示
- 平成29年11月24日(金)～12月24日(日)
パブリックコメント
- 平成29年12月～
制度の詳細を実務的に明確化するため、
ワーキンググループを立ち上げ
- 平成30年
次期通常国会に不正競争防止法を改正する
法案を提出予定

【委員名簿 (敬称略)】

岡村 久道	京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士 (委員長)
相澤 英孝	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
池村 治	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会委員 味の素株式会社 理事 知的財産部長
大水 眞己	日本知的財産協会 常務理事 富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部 本部長代理
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
河野 智子	ソニー株式会社 スタンダード&パートナーシップ部 著作権政策室 著作権政策担当部長
近藤 健治	トヨタ自動車株式会社 知的財産部長
末吉 亙	潮見坂綜合法律事務所 弁護士
杉村 純子	日本弁理士会 第4次産業革命対応ワーキンググループ 座長 プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
田村 善之	北海道大学大学院 法学研究科 教授
長澤 健一	キヤノン株式会社 常務執行役員 知的財産法務本部長
野口 祐子	グーグル合同会社 執行役員 法務部長、弁護士
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
春田 雄一	日本労働組合総連合会 経済政策局長
水越 尚子	エンデバー法律事務所 弁護士
宮島 香澄	日本テレビ 報道局解説委員
矢口 俊哉	東京地方裁判所 判事

不正競争防止法における対応の方向性

- データの不正取得や不正取得されたデータが流通することの、抑止と被害低減のため、不正競争防止法の改正に向けた詳細な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。

- ・ 民法一般を適用するだけでは、差止請求が困難
- ・ 裁判において、データが著作物と認められるケースは限定的
- ・ 一度、不正な流通が行われると、被害が甚大で食止める手段がない

現状では、データの社外への提供は、慎重とならざるを得ない

データの利活用の促進には
制度の抜本的な強化が必要

● データの不正流通に対し、差止め等の救済措置を可能とする

悪質性の高い行為によるデータの取得や、不正に取得されたデータの使用・提供に対する救済措置

「悪質性の高い行為」による取得等の行為のイメージ

- ◆ データに暗号・パスワード等技術的なアクセス制限を行ったにもかかわらず、無効化してデータを取得する行為
- ◆ 第三者提供禁止の条件付きでデータ提供を受けた者が、提供者を裏切ってデータを無断提供する行為
- ◆ データを不正取得した者から不正が介在したことを知ってデータ提供を受けた者が、それを使用・提供する行為

救済措置：

- ・ 差止請求、損害賠償、損害賠償額の推定、信用回復措置

※ 刑事措置の導入に関しては、制度の運用状況を見つつ、引き続き、検討する。

◆知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会 報告書 (平成29年3月13日)

第1 「3. データ利活用促進に向けた方向性」

- 利用を拒否することができる排他的な権利として物権的な権利を設定することについて、現時点では望ましいとは言えない。
- 価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象となる行為や保護対象となるデータについて、先端ビジネスや事業に及ぼす影響に留意しつつ、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進めることが適当。

◆「未来投資戦略2017」 (平成29年6月9日閣議決定)

3.(2)「ii) データ連携・利活用を促進する制度・ルール」

- 安心してデータをやり取りでき、データの創出・収集・分析・管理などに対しての開発等の投資に見合った適正な対価を得られる環境を整備するため、データの不正取得の禁止など不正競争防止法の改正も視野に検討する。

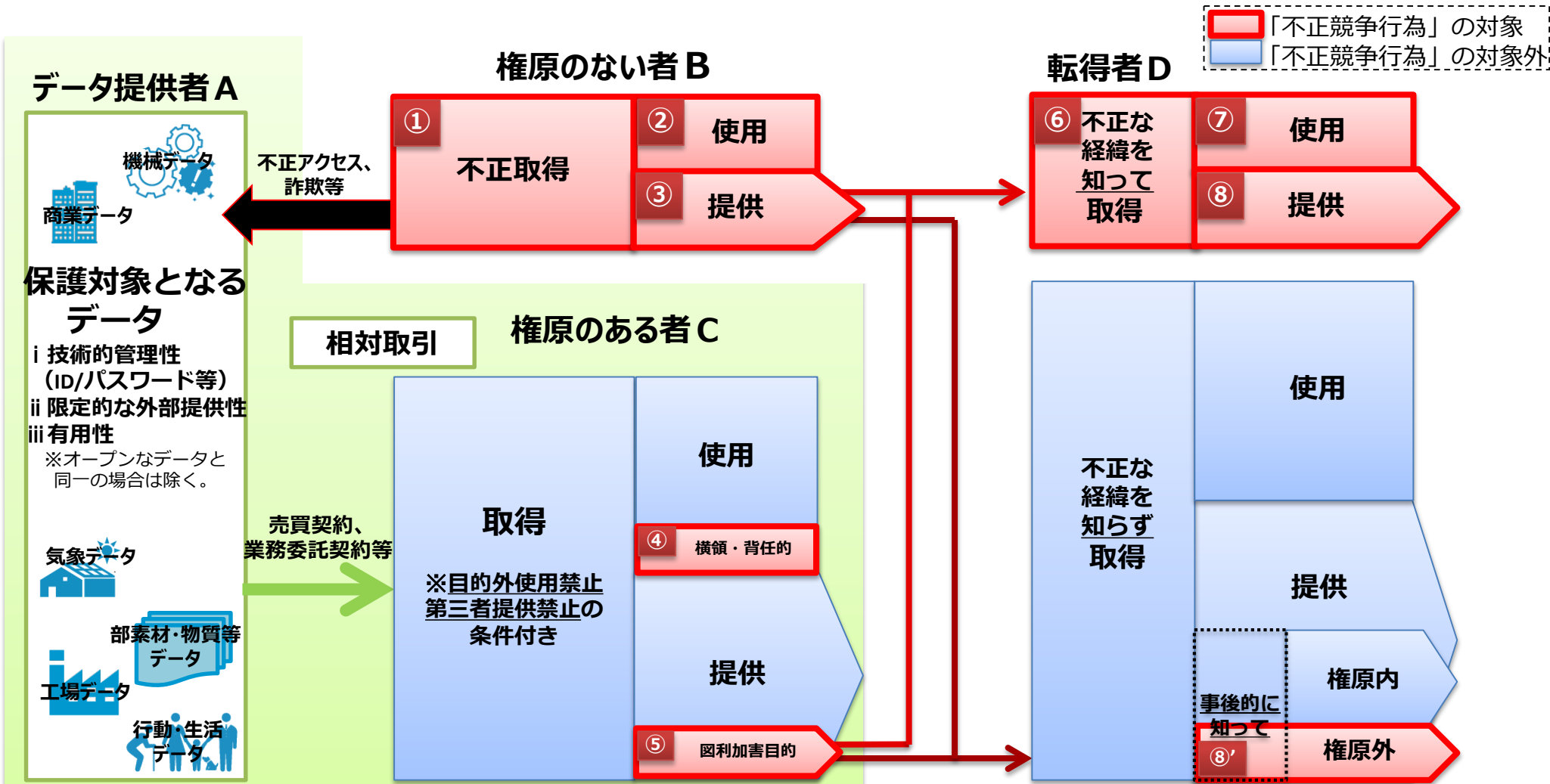
◆「新しい経済政策パッケージ」 (平成29年12月8日閣議決定)

第3章 3. (4)「②データ共有・連携基盤の促進等」

- ビッグデータを活用した新規ビジネスの進展を促進するため、著作権法における柔軟な権利制限規定の整備、及び不正競争防止法におけるデータの不正な取得・使用・提供に対する救済措置の創設のための法案を、それぞれ次期通常国会に提出する。

データの「安心提供」と「安心利用」を両立するルールの枠組み

- 契約に基づく自由な取引を前提とし、通常の正当な事業活動を阻害しない範囲で、悪質性の高い、不正利用・不正流通への救済措置として、必要最小限の民事措置（差止請求、損害賠償額の推定等）を導入。



※不正使用行為によって生じた物の取扱い

データの不正使用により生じた物（物品、A I 学習済みプログラム、マニュアル、データベース等）の提供行為は、対象としない。

※「権原」とは、Dが不正な経緯を知る前に、DがBやCと締結した契約等に基づき、提供を許された範囲を指す。